

「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」等の一部改正について

令和 4 年 3 月 15 日
日本証券業協会

I. 趣 旨

日本公認会計士協会においては、令和 2 年 5 月施行の改正金融商品取引法により、電子記録移転有価証券表示権利等が金融商品取引業者の分別管理の対象となり、その分別管理の状況について、定期的に公認会計士等による監査を受けることが義務付けられたことを受け、令和 4 年 2 月 17 日付けで「業種別委員会実務指針第 54 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」を改正し、電子記録移転有価証券表示権利等の分別管理監査に必要な対応の整備を図るとともに、当該実務指針の名称を「保証業務実務指針 3802『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」と改称した。

これを受け、「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」（以下「分別管理規則」という。）において引用している、当該実務指針の名称を改めるための改正等を行うこととする。

II. 骨 子

1. 「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」の一部改正

日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 54 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の改称を受け、第 2 条 1 項において引用している同実務指針の名称を改称後の名称に改めることとする。
(第 2 条 1 項)

2. 規則第 2 条第 2 項による顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する報告書の参考様式の一部改正

顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する報告書の参考様式中の参考様式 1 における経営者の表示等の方法について、記名押印の方法のほか署名（電子署名を含む）の方法を加える¹。
(参考様式 1)

III. 施行の時期

¹ 電子署名を行う場合には、経営者報告書の写しの公衆縦覧等が求められていることを踏まえ、経営者報告書に経営者の役職・氏名が表示されるよう留意するものとする。また、電子署名の規格について、監査人との間であらかじめ合意しておくよう留意するものとする。

この改正は、日本公認会計士協会の「保証業務実務指針 3802『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の適用の日から施行する。

※本改正は、日本公認会計士協会の実務指針の改称に伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続は実施しない。

- 本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」の一部改正について

令和 4 年 3 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(公認会計士等による分別管理監査)</p> <p>第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、以下の事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）を作成し、日本公認会計士協会「<u>保証業務実務指針 3802『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』</u>」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による分別管理の法令遵守に関する保証業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。</p> <p>1～6 （ 現行どおり ）</p> <p>2～7 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、日本公認会計士協会「保証業務実務指針 3802『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」（令和 4 年 2 月 17 日）の適用の日から施行する。</p>	<p>(公認会計士等による分別管理監査)</p> <p>第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、以下の事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）を作成し、日本公認会計士協会「<u>業種別委員会実務指針第 54 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』</u>」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による分別管理の法令遵守に関する保証業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。</p> <p>1～6 （ 省 略 ）</p> <p>2～7 （ 省 略 ）</p>